# コンピュータプログラム作成等請負契約一般条項

平成２３年４月１日
一般財団法人　総合科学研究機構

一般財団法人総合科学研究機構（以下「甲」という。）と契約相手方（以下「乙」という。）が契約を締結する場合の一般条項は、次のとおりとする。

（総則）

第１条　乙は、契約書又は発注書（以下「契約書」という。）に記載する業務を契約書に定めるもののほか、この条項に基づき、この契約書に付随する仕様書に従いこれを履行するものとする。

２．この条項および仕様書に特別の定めがある場合を除き、作業方法等業務を実施するために必要な一切の手段については、乙が定めることができる。

（目的物）

第２条　この契約の目的物は、次の各号の一又は二以上の組合せに該当するコンピュータプログラムの著作物（データ、データベース、マニュアル及びドキュメンテーションを含む。以下同じ。）及び当該コンピュータプログラムによる計算結果であって、仕様書に定める範囲のものとする。

（１）コンピュータプログラム（コンピュータプログラムの設計を含む。）著作物

（２）甲が提供するコンピュータプログラムの著作物により得られた計算結果

（３）乙が所有するコンピュータプログラムの著作物及びこれにより得られた計算結果

（権利義務の譲渡等）

第３条　乙は、この契約に基づく権利又は義務を、第三者に譲渡し、若しくは承継させ又は担保の目的に供してはならない。ただし、甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

（権利の帰属等）

第４条　この業務により作成された目的物（第 2 条各号に掲げるものをいう。以下同じ。）に係る著作権その他この目的物の使用、収益及び処分（複製、翻訳、翻案、変更、譲渡・貸付及び二次的著作物の利用を含む。）に関する一切の権利は甲に帰属するものとする。ただし、本契約遂行のために使用するプログラム等のうち、本契約締結以前から、乙が所有するものについては、その著作権は乙に帰属するものとする。

（氏名の表示の制限）

第５条　乙は、第２条に規定する著作物に著作者氏名を表示しないものとする。

（委任または下請負）

第６条　乙は、業務の全部または大部分を、一括して第三者に委任しまたは請け負わせてはならない。ただし、甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

（貸与品および支給品）

第７条　甲が乙に貸与するもの（以下「貸与品」という。）および支給するもの（以下「支給品」という。）は、仕様書に定めるところによる。

２．乙は、貸与品および支給品を受領したときは、甲に対して遅滞なく受領書を提出するものとする。ただし、甲が必要としないときは、この限りでない。

３．乙は、貸与品および支給品を、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

４、乙は、貸与品および支給品のうち、業務の終了により不用となったものがあるときは、すみやかに甲に返納しなければならない。

５．乙は、乙の責めに帰すべき事由により賃与品または支給品を滅失またはき損したときは、甲の指定する期日までに代品を納めもしくは原状に復し、またはその損害を賠償しなければならない。

（第三者の権利の保護）

第８条　乙は、この業務の実施に関し第三者（著作者を含む）の著作権その他の権利を侵害することのないよう必要な措置を自らの責任において講じなければならない。

（技術情報）

第９条　甲が、この業務の実施に関し、乙の保有する技術情報を知る必要が生じた場合には、乙は、この契約の業務に必要な範囲内において、当該技術情報を甲に無償で提供しなければならない。

２　甲は、乙からの書面による事前の同意を得た場合を除き前項により知り得た技術情報を第三者に提供しないものとする。

（機密の保持）

第１０条　乙は、この契約の履行によって知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

２．甲は、乙が前項の規定に違反した場合は、直ちにこの契約を解約し、かつ、乙に対してその違反により受けた損害の賠償を請求することができる。

３．甲は、契約期間終了後であっても乙が第１項の規定に違反し、その違反により損害を受けたときは、乙に対してその損害の賠償を請求することができる。

（プログラム開発に必要な技術情報）

第１１条　甲は、別添仕様書に定めるところにより、乙がこの業務の実施に必

要な計算コードその他必要な技術情報を乙に使用させることがある。

（業務の調査等）

第１２条　甲は、必要と認められるときは、乙に対して、この業務の実施状況について調査し、又は報告させることができるものとする。

（業務の完了）

第１３条　乙は、業務が終了したときは、仕様書に定めるところに従い、直ちに書面をもって甲に届け出なければならない。

２．甲は、前項の届け出を受けたときは、遅滞なく業務終了確認のための検査を行うものとし、この検査に合格したときをもって業務の完了とする。

３．乙又は乙の代理人が、前項の検査に立ち会わないときは、甲は単独で検査を行うことができる。この場合、乙は検査の結果について異議を申し立てることができない。

４．乙は、甲が第２項の検査に必要な資料の提出を求めたときは、すみやかにこれを甲に提出しなければならない。

５．乙は、第２項の検査の結果不合格となったときは、甲の指示に従い、乙の負担において、再度業務を実施しなければならない。

６．第２項の検査に要する費用は甲の負担とし、第３項の立ち会いおよび第４項の資料の提出に要する費用は、乙の負担とする。

（支払い）

第１４条　乙は、前条第２項の検査に合格したときは、書面をもって甲に請求するものとする。

２．甲は、前項の請求が適正であると認めた場合は、甲の支払定日にその代金を乙に支払うものとする。

（公表）

第１５条　乙は、目的物を甲に引き渡す前に、これを第三者に公表してはならない。

２．乙は、この契約により得られた成果について発表し、若しくは公開し又は第三者に提供しようとするとき、及びこの業務の実施によって知り得た技術情報を第三者に開示しようとするときは、あらかじめ書面による甲の承認を得なければならない。

（貸し担保）

第１６条　乙は、目的物について、その引き渡し後１年以内に当該業務について、貸しが発見されたときは、甲の請求に基づき、乙の負担において、甲と協議した期限までに、貸しの補修その他必要な措置を講じなければならない。

２　乙は、前項の貸しによって、甲が損害を受けたときは、その損害を賠償し

なければならない。

（履行遅滞）

第１７条　乙は、納期までに業務を終了することができないと認めるときは、遅滞なくその理由および終了予定日を甲に通知し、その指示に従わなければならない。

２．乙は、納期を過ぎて業務を終了したときは、納期の翌日から終了の日までの日数について、１日につき当契約金額の１０００分の１に相当する金額を、甲に支払うものとする。ただし、乙の責めに帰しがたい事由により業務が遅滞し、甲がこれを認めたときは、この限りでない。

３．第１３条第５項の検査の結果不合格となり、再度実施された業務に係る遅滞日数は、甲が不合格を通知した日から終了の日までとする。

（契約の変更）

第１８条　甲は、必要があるときは、仕様その他この契約の内容を、乙と協議のうえ変更することができる。

２．契約期間中、経済事情の変動その他の理由により契約内容が不適当となったと認めたときは、甲乙協議して、契約金額その他この契約の内容を変更することができる。

（解約）

第１９条　甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解約することができる。

（１）乙が、解約を申し出たとき。

（２）乙が、業務の実施または検査に際し、不当または不正な行為があると認められるとき。

（３）前号に掲げる場合のほか、乙がこの契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

（４）乙が、制限行為無能力者となったとき、もしくは破産の宣告を受けたとき、またはその資産もしくは信用状態が著しく低下したとき。

（５）甲の都合により解約を必要とするとき。

２．乙は、前項第１号から第４号までの一に該当する理由によりこの契約を解約されたときは、契約金額の１０分の１に相当する違約金を甲に支払うものとする。ただし、乙の責めに帰しがたい事由により乙が解約を申し出て甲がこれを認めたときは、この限りでない。

３．甲は、第１項第５号に該当する理由によりこの契約を解約した場合で、これにより乙に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとし、その賠償額は甲乙協議して決定する。

（契約解約に伴う措置）

第２０条　前条の規定により契約が解約された場合は、次の定める措置を取らなければならない。

（１）甲は、必要と認めるときは、乙に対し業務の履行部分の全部又は一部を検査のうえ、完了と認めることができる。この場合、甲に引き渡すべき目的物の既成部分があるときは、甲に引き渡さなければならない。

（２）前号の場合において、甲は、甲の認定する評価額を乙に支払うものとする。

（３）第１号による業務完了確認までの保全に要する費用は、乙の負担とする。

（４）甲が完了と認めないものについては、甲が定めた期間内に現状に復さなければならない。

（５）貸与品又は支給品（第１号の既成部分に使用されているものを除く。）があるときは、乙は遅滞なくこれを甲に返還しなければならない。

（一般的損害）

第２１条　甲は、乙の責めに帰すべき事由により損害を受けた場合であって、他の条項の規定により損害が補てんされないときは、乙に対してその損害の賠償を請求することができる。

（相殺）

第２２条　甲は、乙が甲に支払うべき賠償金その他の債務がある場合は、この契約に基づき甲が乙に支払うべき代金その他の債務とこれを相殺することができる。

（協議事項）

第２３条　この契約に定めのない事項または疑義を生じた事項については、必要に応じて、甲乙協議して定めるものとする。